

米軍人による飲酒絡みの事件に対する抗議決議

本年、8月4日午前3時5分頃、本町美浜の飲食店先に立てられていた、のぼり旗を盗んだとして、在沖米海兵隊員（28歳）が、窃盗の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。同被疑者から0.63mgのアルコールが検出された。

また、8月10日午前4時18分頃、本町北谷二丁目の店舗駐車場で、パトロール中の警察官が、口論している外国人を発見し職務質問をした際に、警察官の顔面を手拳で殴打する暴行を加えたとして、米海兵隊岩国基地第1海兵航空団本部中隊所属の上等兵（20歳）が公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕され、同被疑者からも飲酒運転基準値の約3倍強のアルコールが検出された。

さらに、8月18日午前5時10分頃、本町北谷一丁目付近の道路で呼気から約4倍のアルコールが検出されたとして、米海軍キャンプ瑞慶覧所属の二等兵長（30歳）が、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕された。

いずれの事件も、外出禁止時間外を定めたリバティ制度違反の可能性がある。再三、抗議要請を行っているにもかかわらず、飲酒絡みによる事件が繰り返されていることから、リバティ制度や米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではなく強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決につながらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 リバティ制度の機能強化を図ること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

令和元年8月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖繩地域調整官
第3海兵遠征軍司令官 在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 在沖米国総領事